

特集

2026年度の年金額について

国民年金は前年度から1.9%、厚生年金は2.0%のプラス改定

総務省から1月23日、「2025（令和7）年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」が公表されたことを受けて、同日、厚生労働省は2026年度の年金額改定について公表した。

◆令和8年度の年金額改正における参考指標

- 物価変動率： **3.2%**
- 名目手取り賃金変動率： **2.1%**
〔実質賃金変動率（▲1.1%）+物価変動率（3.2%）+可処分所得割合変化率（0.0%）=2.1%〕
⇒ 〔物価>賃金〕となるため名目手取り賃金変動率（2.1%）を用いる
- マクロ経済スライドによる調整： **▲0.2%（国民年金） ▲0.1%（厚生年金）**
⇒ **年金額改定率 1.9%（国民年金） 2.0%（厚生年金）**

◆年金額の改定

年金額は、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定されることになる。このため、2026年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.1%）を用いて改定された。

これに加え、現在は国民年金および厚生年金では、将来世代の給付水準確保のため、マクロ経済スライドによる給付調整を実施している。令和7年年金制度改革では、基礎年金と厚生年金（報酬比例部分）の調整期間の一致を検討したが、次期財政検証を踏まえ引き続き検討することとなり、(1)次期改正（令和11年度予定）の翌年度まで厚生年金（報酬比例部分）のマクロ経済スライド調整を継続、(2)この場合、厚生年金の受給者に不利にならないよう、厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を1/3に緩和することとした。そこで、令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率2.1%を用い、▲0.2%となる今回のマクロ経済スライドによる調整率については、国民年金（基礎年金）はそのまま差し引き1.9%（2.1%-0.2%）、厚生年金（報酬比例部分）は調整率▲0.2%を1/3に緩和して差し引き2.0%（2.1%-0.1%）の年金額の改定率となる。

2026年度の主な年金の価格（本来水準の年金額）

【国民年金（基礎年金）】

2026年度における各裁定者の生年月日

- ① 新規裁定者 … 1956年4月2日以後生まれの人
- ② 既裁定者 … 1956年4月1日以前生まれの人

国民年金（基礎年金）は前年度同様、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、名目手取り賃金変動率（2.1%）が適用され、マクロ経済スライドによる調整（▲0.2%）が行われて改定率は1.9%となった。これにより、①1956年4月2日以後生まれの人（新規裁定者）は「1.085」（2025年度の改定率〔1.065〕×1.019）となり、2026年度の年金額（老齢基礎年金の満額）は、 $780,900\text{円} \times 1.085 = 847,300\text{円}$ となる。②1956年4月1日以前生まれの人（既裁定者）は「1.082」（2025年度の改定率〔1.062〕×1.019）となり、2026年度の年金額（老齢基礎年金の満額）は、 $780,900\text{円} \times 1.082 = 844,900\text{円}$ となる。

【厚生年金（報酬比例部分）】

厚生年金（報酬比例部分）は、国民年金の年金額とのバランスを考慮してマクロ経済スライドによる調整を軽減する「経過的軽減調整率」が用いられ、基礎年金のマクロ経済スライドによる減少率の3分の2が控除される。そのため、厚生年金のマクロ経済スライドによる調整率は▲0.1% ($(1 - 0.998) \times 2/3$) となり、改定率は名目変動率（2.1%）より0.1%をマイナスして2.0%となった。

■国民年金

○主な基礎年金 *月額の1円未満の小数は切り捨て。

	新規裁定者 (1956年4月2日以後生まれ)		既裁定者 (1956年4月1日以前生まれ)	
	基本額	月額	基本額	月額
老齢基礎年金（満額）				
遺族基礎年金（基本額）	847,300円	70,608円	844,900円	70,408円
2級障害基礎年金（基本額）				
1級障害基礎年金	1,059,125円	88,260円	1,056,125円	88,010円
第1子・第2子の加算額	243,800円	20,316円		
第3子以降の加算額	81,300円	6,775円		

○配偶者に支給される遺族基礎年金 *月額の1円未満の小数は切り捨て

子の 人数	新規裁定者（1956年4月2日以後生まれ）				既裁定者（1956年4月1日以前生まれ）			
	基本額	加算額	合計額	月額	基本額	加算額	合計額	月額
1人	847,300円	243,800円	1,091,100円	90,925円	844,900円	243,800円	1,088,700円	90,725円
2人	847,300円	487,600円	1,334,900円	111,241円	844,900円	487,600円	1,332,500円	111,041円
3人	847,300円	568,900円	1,416,200円	118,016円	844,900円	568,900円	1,413,800円	117,816円

○子に支給される遺族基礎年金 *月額の1円未満の小数は切り捨て

子の人数	基本額	加算額	合計額	1人あたりの額	月額
1人	847,300円	0円	847,300円	847,300円	70,608円
2人	847,300円	243,800円	1,091,100円	545,550円	45,462円
3人	847,300円	325,100円	1,172,400円	390,800円	32,566円

◆厚生年金 *月額の1円未満の小数は切り捨て

	新規裁定者（1956年4月2日以後生まれ）		既裁定者（1956年4月1日以前生まれ）	
	基本額	月額	基本額	月額
障害厚生年金の最低保障額	635,500円	52,985円	633,700円	52,808円
障害手当金の最低保障額	1,271,000円	105,916円	1,267,400円	105,616円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算 (65歳以上の人は経過的寡婦加算)	635,500円	52,985円	633,700円	52,808円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額・特別加算額	基本額	特別加算額	合計額	月額
1934.4.2～1940.4.1生まれの人	243,800円	36,000円	279,800円	23,316円
1940.4.2～1941.4.1生まれの人	243,800円	71,900円	315,700円	26,308円
1941.4.2～1942.4.1生まれの人	243,800円	108,000円	351,800円	29,316円
1942.4.2～1943.4.1生まれの人	243,800円	143,900円	387,700円	32,308円
1943.4.2～生まれの人	243,800円	179,900円	423,700円	35,308円

◆国民年金保険料について

国民年金の保険料は、2004（平成16）年の年金制度改革により毎年段階的に引き上げられてきたが、2017年度に上限（2004年度水準で16,900円）に達したため、引上げが完了した。2019年4月、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、2004年度水準で保険料が月額100円引き上げられ、17,000円となった。実際の保険料額は、2004年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により名目賃金の変動に応じて毎年度改定される。2027年度の保険料額は下表のようになる。

	2026年度	2027年度
法律に規定された保険料額（2004年度水準）	17,000円	17,000円
実際の保険料額 *（ ）は前年度との差額	17,920円 (+410円)	18,290円 (+370円)

◆在職老齢年金について

在職老齢年金の支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定される。2026年度の支給停止調整額は、年金制度改革により2025年度より14万円引き上げられた。

	2024年度	2025年度
支給停止調整額	51万円	65万円 (2024年度水準で50万円から62万円)

◆多様なライフコースに応じた年金額

厚生労働省は、2026年度年金額を示すと同時に、2024年財政検証で初めて公表した「年金額の分布推計」に基づき、2026年度における多様なライフコースに応じた年金額の事例を紹介した。

経歴類型	男女の別	中心となる被保険者の区分	2025年度受給額（月額）	備 考
厚生年金中心 (20年以上加入)	男性	第2号被保険者	176,793円	平均厚生年金期間：39.8年 平均収入：50.9万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：69,951円 厚生年金月額：106,842円
	女性	第2号被保険者	134,640円	平均厚生年金期間：33.4年 平均収入：35.6万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：71,881円 厚生年金月額：62,759円
国民年金中心 (20年以上加入)	男性	第1号被保険者	63,513円	平均厚生年金期間：7.6年 平均収入：36.4万円 ※賞与を含む。 基礎年金月額：48,896円 厚生年金月額：14,617円
	女性	第1号被保険者	61,771円	平均厚生年金期間：6.5年 平均収入：25.1万円 ※賞与を含む。 基礎年金：53,119円 厚生年金：8,652円
		第3号被保険者	78,249円	平均厚生年金期間：6.7年 平均収入：26.3万円 ※賞与を含む。 基礎年金：69,016円 厚生年金：9,234円

※厚生労働省ホームページ「2026年度の年金額改定についてお知らせします」より作成